

《児童手当制度改正 申請【必要／不要】確認フローチャート》

(注) フローチャートは一般的な例であり、手続き後に審査を行い決定します。

深谷市こども青少年課から児童手当（特例給付）が支給されていますか？

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか？

お子さんを養育している方の中で、所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

はい

いいえ

いいえ

高校生年代のお子さんは算定児童(※)として登録されていますか？

勤務先にお問い合わせください。

いいえ

はい

いいえ

いいえ

児童の兄姉等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

所得の高い方の住民登録地（住民票のある住所）は深谷市ですか？

いいえ

はい

いいえ

申請手続きは不要です。

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください。

児童の兄姉等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

児童の兄姉等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

いいえ

はい

はい

いいえ

①「額改定請求書」を提出してください。※申請者の健康保険証の写しが必要

②「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。※申請者の健康保険証の写しが必要

③「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。※申請者名義の口座、健康保険証の写しが必要

④「認定請求書」を提出してください。※申請者名義の口座、健康保険証の写しが必要

※過去に受給対象となっていた児童や令和6年度現況届で届出した児童は算定児童として登録されています。ご不明な場合は、深谷市こども青少年課子育て支援係までご連絡ください。

《状況によって必要になる書類》

- ・高校生以下のお子さんと別居・・・別居監護申立書
- ・父母以外の方が養育している・・・監護生計維持関係申立書

該当となる方は市ホームページ（QRコード）よりダウンロードしご提出ください。



申請方法等

| 申請方法 | 申請先 |
|------|---|
| 郵送 | 〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号 深谷市役所 こども青少年課 児童手当担当 行 |
| 窓口 | 深谷市役所 本庁舎1階6番窓口 こども青少年課 子育て支援係 |

お問い合わせ先

深谷市役所 こども青少年課 子育て支援係
電話：048-574-6646（直通）